

1 日時

平成31年3月14日（木）16:00～17:00

2 場所

中央合同庁舎第2号館10階 総務省第一会議室

3 出席者（敬称略）

構成員：

三瓶 政一（主任）、山尾 泰（主任代理）、石津 健太郎、市川 麻里、伊東 克俊、大谷 満、大橋 功、加藤 典彦、加藤 康博、久保田 啓一、黒澤 葉子、小竹 完治、小松 大実、佐野 弘和、外山 隆行、田中 雅士（代理：通岡 英明）、玉木 剛、中村 隆治、中村 武宏、中村 光則、生田目 瑛子、長谷川 史樹、堀江 弘、本多 美雄、松波 聖文

総務省：

荻原 直彦、中川 拓哉、村井 遊

4 議題

(1) 28GHz帯・共用検討について（追加報告）

中村（光）構成員より、資料6-1に基づき、28GHz帯・共用検討に関する追加報告が行われた。

(2) 新世代モバイル通信システム委員会報告（案）について

事務局より、資料6-2及び資料6-3に基づき、新世代モバイル通信システム委員会報告（案）について説明が行われた。

(3) その他

全体を通して、主な議論は以下のとおり。

大谷構成員：資料6-2 P.10 隣接周波数を利用する免許人と同期して運用するケースについては、（ローカル5G免許人同士と同様に）ローカル5Gと携帯キャリアのエリアが重ならないようにする必要はあるのか。

三瓶主任：隣接帯域を使用するため、同期さえすれば位置的な制約はないと考えている。

三瓶主任：資料6-3 P.32及び資料6-2 P.19において、周波数帯は100MHzなのに技術基準で400MHzまで規定するのは違和感がある。今回は100MHzに限定するべきではないか。

事務局：御指摘のとおり修正する。

本多構成員：昨年 7 月の新世代モバイル通信システム委員会報告では、基地局の空中線電力の規定はなかったが、今回規定する理由は何か。

事務局：衛星との共用において、干渉検討で用いられた値を満たすために必要と判断した。ただし、「原則として」とあり、設備規則等で明確に記載するのではなく、協議等によっては当該諸元を越えた免許も可能となるような形とする想定である。

本多構成員：昨年と事情が変わっていないため、技術的条件に書くのであればもう少し詳しく理由を記載したほうが良い。

事務局：承知した。なお、全国 5 G との違いは免許人数である。不特定多数の参入が見込まれるローカル 5 G において、個別に衛星事業者と調整を行うのは困難であるためである。

外山構成員：資料 6-3 P. 33 「スロット長」部分に、フレーム構成等についても詳しく記載した方がよいのではないかと。

事務局：ガードバンドを取らないため、隣接帯域事業者と同期することは必須であるが、隣接帯域事業者も未定のため、具体的なフレーム構成等の記載は現時点では難しい。また、協議等によって非同期で運用することも妨げないよう、技術的条件で固定的にフレーム構成を定めることは想定していない。

山尾主任代理：先ほど、占有周波数帯幅は 100MHz までに修正するとあったが、資料 6-3 P. 32 「キャリア設定周波数間隔」はこのままで問題ないのか。

事務局：「最低周波数設定ステップ幅＝60kHz」という意味であり、わかりやすく修正する。

黒澤構成員：3 章「割当ての基本方針」とあるが、「割当て」という言葉の使い方を確認頂きたい。

事務局：承知した。

小竹構成員：資料 6-2 P. 26 において、※部分に「自営 BWA 利用の保護措置を設ける」とあるが、何を想定しているのか。また、建物・敷地内が基本とあるが、自営 BWA でも他者土地利用を想定しているのか。

事務局：他者土地利用は想定していない。保護措置については、資料 6-3 P. 55 3 段落目をご覧頂きたい。後から地域 BWA が参入したときに、先行の自営 BWA と同等のサービスを提供できないか検討することなどを想定している。ローカル 5 G の他者土地利用と差異はないため、記載の統一や「保護措置」という言葉を見直す。

三瓶主任：本日ご説明いただいた委員会報告（案）について、お気づきの点があれば 3 月 20 日（水）までに事務局まで御連絡頂きたい。頂いた御意見等を踏まえて、私から新世代モバイル通信システム委員会へ報告を行う。委員会報告（案）の最終的な内容については、私にご一任いただきたい。（異議なし）

また、委員会報告（案）については、4月の新世代モバイル通信システム委員会での報告を予定しており、御意見等は3月20日までに頂きたい旨、事務局より重ねて説明があった。

以上